

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 26 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に伴う建設業関係事務の特例（営業所の仮移転に係る特例）に関しては、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について（令和 3 年 3 月 1 1 日付け地方整備局等あて（都道府県参考送付）事務連絡）」により、令和 5 年 3 月末をもってその取扱いが終了する予定ですが、今般、被災地の状況等を鑑み、本特例について令和 7 年 3 月 3 1 日まで延長することとし、国土交通省本省より地方整備局等に事務連絡を発出し、都道府県に参考送付したことについて本会に対し、別紙 1 のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙 1 国土交通省周知依頼文
- ・別紙 2 各地方整備局への通知文（都道府県参考送付）

以上

（事業部：山中）